

古代の直線国境について

服 部 昌 之

一、問題の所在

国土地理院およびその前身の地理調査所・陸地測量部が発行した昭和四〇年図式以前の地形図類は、境界記号の一つとして国の境界を特殊破線で図示している。縮尺一万、二万、二・五万、五万の地形図にこうして表現された国境線を観察・読図してみると、距離の長短はあるが部分的に真直に進む事例（以下直線国境と呼ぶ）が若干認められる。平坦な耕地のなかを国境が直線に通じているのである。もちろん国境の大多数は、山地における分水界（水落ち境）と平地における河川といった地物に依拠して、直線とはなっていない。したがって直線国境は少数例的な存在であるのは確かであるが、その特異性がかえって注意をひくので、直線国境の成立時期と形成の要因について検討を加えてみたいと考えた。

地形図記載の国境はいうまでもなく府県制成立前の国の境界であり、国郡制の起源は七世紀後期の律令国家に遡る。しかしながら、地形図上の国境のすべてが、七世紀における国郡制成立時にまで連続しえないことも明白であ

る。岩田孝三氏はかつて『境界政治地理学』（昭和二八年）を論述し、わが国の国界藩界を組織的に考察した際に、幕藩制下において国境（藩界と一致する場合が多い）をめぐって紛争・係争問題が頻発し、一部ではそれが明治以降にもちこされた例のあることを指摘している。また岩田氏は古代の国境争論の事例として、『日本後紀』延暦一六年（七九七）三月戊子条にみえる甲斐と相模の国境係争、『三代実録』貞観八年（八六六）九月辛亥条にみえる広野川（木曾川）河道の変化に端を発する美濃と尾張の紛争、同書元慶三年（八七九）九月四日辛卯条にみえる吉蘇路の所属をめぐる美濃と信濃の係争などを紹介している。『続日本紀』天平六年（七三四）九月甲戌条にみえる安芸・周防の国境を大竹河とする記事も、同様の事例として追加できよう。

このように七世紀後期の国郡制確立以来、府県制成立時にいたる長い期間に、全国的にみてかなりの国境に変動があつたものと予想せねばならない。地方行政組織としての国制そのものの機能の変化、国にかわる新たな政治領域としての大名領国・藩領の形成、国境地帯における新しい政治・軍事・経済的関係の確立などがこうした国境の変動を必然化したものであろう。地形図に記載された国境線は、こうした経緯をへて歴史的に固定・定着した国境を、測量段階で確定して図化表現したものに他ならない。

とはいへ、いわゆる大化改新を契機として始まった国造制の改革によって、全国的に重層的な領域区分としての地方行政組織たる国郡（評）里制が整備されていく段階において、国の領域と境界がどのような原理で設定されたのかという問題は、必ずしも明らかではない。周知のように、天武一二年（六八四）から同一四年にかけて、伊勢王等が派遣されて「限三分諸国之境界」という国境画定作業を進めている。この時の国境は、前述の吉蘇・広野川・大竹河の例にみられるように、主として分水界や河川に従つたもので、「山河を隔いて国県を分つ」という境界観念にもと

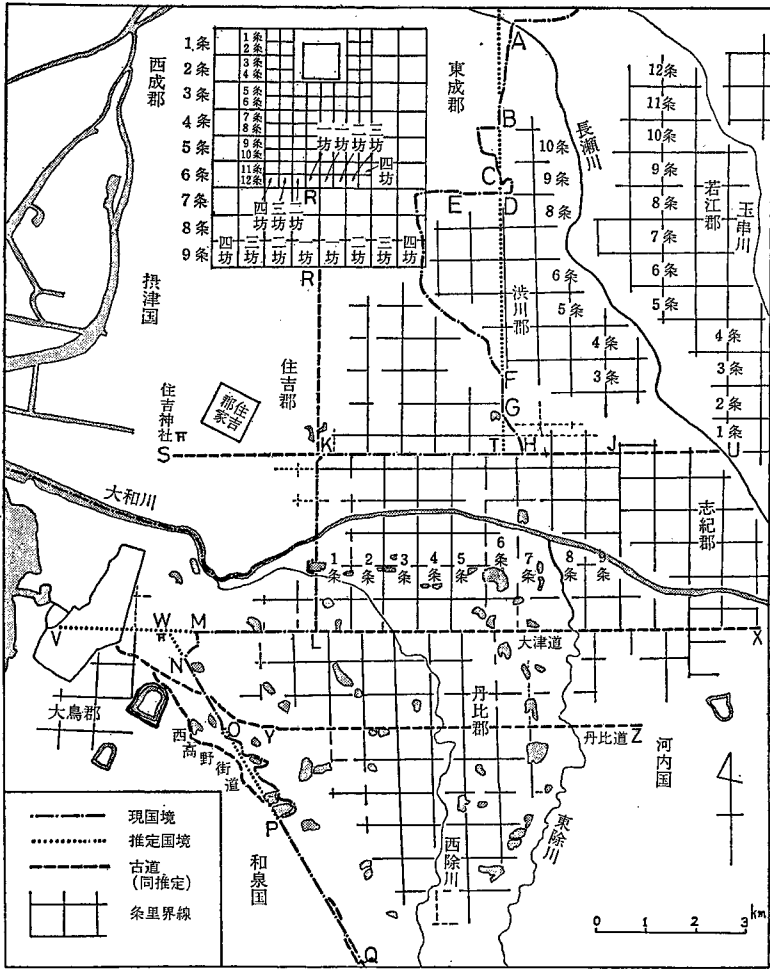
づいたものであろう。さらにこれより時代が下るが、天平五年（七三三）勘造の『出雲国風土記』は、令制下における国境の具体相を明確に示してくれる。

風土記は出雲と伯耆との国境の手間割・阿志毗縁山、西の石見との境の多伎伎山、南の備後との国境の遊記山・比市山・荒鹿坂・三坂・波多径・須佐径・志都美径など、幹線支線の交通路には常置ないし権置の関を設置していたと述べている。このほかに国境と注記しているのは、伯耆国境の門江浜・鳥上山、石見国境の中嶋崎・佐比売山、備後国境の室原山・御坂山である。その記述内容からみると、海岸線の平坦地のみならず中国山地の山岳地帯においても、主要交通路に必ず割（関）が設けられて明確な線の境界をなしていたことが知られる。しかしその他の山間の国境については、目標となりやすい山頂が境界として認識されていただけにすぎず、未利用の山林原野にあっては後の時代のように線の境界が設定されていたとは解しがたい。

出雲国風土記の記載内容を令制下における国境の一般形態とみなすことができるとすれば、耕地としての土地利用が進んでいる沖積平野にあっては、線の境界ないし直線境界の存在を想定することは可能であろう。その線の国境には、『新撰姓氏録』の摂津国皇別氏族たる坂合部（境部ともみえる）の記事によれば、境界の測量建設（測設という）に功績のあった坂合部が「造立国境之標」しているので、国境標識が一般に設けられていたと理解される。

本稿は地形図に図示された直線国境の事例を個別にとりあげ、それが令制国境に遡ることを地割制を中心とする地域的關係から検討し、ついで直線国境の問題を律令国家の地域構造の理解を進めるためにどう位置づければよいのかを考えてみたい。

二、摂河泉の国境



第1図 摂津・河内・和泉の国境

大阪平野南部、すなわち大阪市東部・南部から堺市・松原市にかけて、明治四〇年測量正式二万分之一の地形図と大正一〇年測量一万分の一の地形図（以下地形図とよぶ）によれば、第1図に示したように複雑な形態をとる摂津・河内・和泉の国境のうち、F—G、H—K、K—L、L—M、N—O、P

—Qの各部分が直線国境である。地形環境は主として大和川氾濫原の沖積地であるが、河内台地・泉北台地・上町台地が南から北へ張り出している。この地域における条里地割は、ほぼ正方位地割の形態をみせて氾濫原によく遺構をとどめ、また氾濫原から段丘崖がなく漸移的に移行する低位段丘面の一部にも地割が延びている。

まず直線国境L—M線は長尾街道と合致している。この道路は堺の旧市街地から真東へのびるもので、この南方を同じく堺から出発して金岡地点から一直線に真東へ併走する竹内街道Y—Zとともに、難波と大和を結ぶ古道として『日本書紀』の壬申の乱の記事にみえる大津道・丹比道に比定する説が有力である²⁾。これに従って長尾街道Ⅱ大津道とすれば、L—M国境を壬申の乱の時期に遡らせてみる事が可能となろう。さらにこの国境は大津道とともに真西の大阪湾岸Vにのびて、摂津・河内（のち和泉国）を分けたものと推定される。大和川にそう国境はもちろん大和川付替後の移動である。

次にN—OとP—Q線のうち、P—Q線はほぼ西高野街道に合致する。この道路は堺の大小路を出て仁徳陵の北から東南方向へ進み、河内長野にて東高野街道と合流する。必ずしもすべてが直線路ではないが、直線路がかなりの部分を占めている。街道と国境との関係は、但馬池南のP点から狭山池西の岩室まではほぼ一致し、ここから南は国境が西の泉北丘陵へ入りこむため両者が大きく分離する結果となる。P点以南でさらに両者の関係を詳しく観察すると、部分的に両者が一致しない箇所では、むしろ国境線が直線を示している。またP点以北では街道が西の仁徳陵へ向かうのに対して、国境は台地上の浅い谷を利用した溜池を東側へ迂回して、両者が分離している。しかしN—O線はP—Q線の延長線上にあって、N点からM点に向かう国境とは別にN—O線の北西の延長線に相当する里道が地形図にみえ、真直に進んで大津道上のW点に達している。このW点は反正陵の北東に位置する方違神社のすぐ東側で、三国

ヶ丘の地名を残している。以上の諸事実からL—M線と大阪湾岸に至るその西の延長線（大津道）が当初の摂津・河内の国境として測設されたあと、靈龜三年（七一七）の和泉監成立、ないしは天平一二年（七四〇）河内国による和泉監併合後の天平宝字元年（七五七）和泉国が「依_レ旧分立」された時点において、W点から分れてN—O—P—Qを結ぶ東南方向に真直に河内・和泉国境が確定したものと考えられる。それは西高野街道に先行する古道の測設と相関連して決定されたものと推定したい。

次に直線国境K—L線は、大和川を挟んで以北は住吉区と東住吉区、以南は堺市と松原市の行政区である。この国境線について『堺市史続編 第一巻』（昭和四六年）は異なった解釈を提示しているが、地形図にて判読するかぎり部分的に屈折する箇所があり、大和川以北が以南に比べて僅かに東へずれる傾向が認められても、全体として直線国境とみなしてよい。この国境は難波宮の内裏・朝堂院の中軸線の真南への延長線上にあって、難波宮から南下して大津道・丹比道と交わる古道を推定したのは岸俊男氏で、その後足利健亮氏はそれをさらに発展させている³⁾。また難波宮の発掘調査の進展にもなつて難波京の都市プランの想定が試みられている。沢村仁・藤岡謙二郎・木原克司の諸氏の研究で⁴⁾、木原克司氏の場合はまだ公刊されていないが、長柄豊碕宮・前期難波京・後期難波京の三段階を想定し（前期と後期のプランは藤岡説を踏襲する）、二・五万分の一地形図上にてプランを提示しているので、ここではそれにしたがつて図示した。難波宮の南北中軸線延長たる朱雀大路を中心に左右シンメトリカルに推定される条坊、その羅城門位置（前期R、後期R'）からK—Lを結ぶ線が岸説の古道に相当するわけである。岸説によれば直線国境K—Lを難波宮造営期、それも木原説が成立するならば孝徳期にまで遡らすことが可能となつてくる。

次に直線国境K—H線は明確な東西方向で、K—L線と直角、M—L—X線に平行し、地形図および一九六一年国

土地院撮影の一万分一航空写真をみると、道路・小径ないし水路となっている。ところがこの国境と条里地割との関係は特異である。前記したK—L線とL—M線はその両側に分布する一町方格の条里地割と整合関係を示し、K—Lは地割の南北線、L—Mは地割の東西線にのって直線国境となっているのに、K—H線はそうでない。国境の南北は市街地化によって地割遺構が破壊されているところもあるが、第2図に示したように北の住吉郡側と南の丹比郡側



第2図 摂津・河内国境と条里地割の分布

で一町方格の地割が食い違いをみせずに連続して分布しているにもかかわらず、国境線は一町方格の坪区画のほぼ中央を東西に通じているのである。

そこでH点からさらに東方のU点（長瀬川、すなわち旧大和川河道）に至るまでの間の地割を航空写真と大縮尺の地形図にて調べてみた。その結果は第2図に示したように、K—H線の延長上に途切れながらもU点まで地割線（畦畔）を航空写真でたどることができた。U点以東は、方格地割が明瞭でなくなるため確かめられなかった。このH—Uの地割線の南北の方格地割は、HからJ点の間では特異なケースは見当らない。J点南の里区画南北線は丹比郡と志紀郡の郡界である。しかしJ点より東側、とくに平野川以東は一町方格の地割が各所で食い違いをみせている。この点は足利健亮氏が注意したところ⁽⁵⁾であるが、H—U地割線との関係から見直してみると三系統の地割が重層していると判断される。一つはJ点東南の部分（北木本）でJ—U線に整合した方格地割（北木本地割とかりに名付けらる）。次は丹比郡側の長吉六反町付近から八尾飛行場の北側をへて東の長瀬川に至る地割系統（志紀地割とよぶ）、第三はJ—U線北側の太子堂付近の地割系統（太子堂地割とよぶ）で、ここでは地割南北線は北木本地割と連続し、東西線は志紀地割と連続する。三者の間で地割線の食い違いが認められるのである。こうした問題をどう解釈するかというのは後にまわして、先に進むことにする。

H点から北の国境は第1図の如く複雑であるが、F—G線やB点付近が短区間南北直線をしめし、E—D間も東西にはほぼ直線状である。Fから西北に向かう部分だけが平野川の旧流路を蛇行するのを除くと、他はいずれも耕地の中を区画している。このうちF—G線を北へ延長させるとC点を通ってB点の直線部分と合致するのに気付いたので、F—G線を南へ延長させてK—H線と交わる点をTとしてみた。そうするとこのB—C—F—G—T線は真北を

さし、**K—R**線と完全に平行するのである。

B—D間は近畿日本鉄道布施駅を中心にして早く都市化が進み、また**D—F**間は旧巽村・加美村・長瀬村の三ヶ村連合の耕地整理が昭和初年に行なわれたため、**B—F**線と地割との関係は残念ながら詳細が判明しないが、それ以前の状態を示す大正一〇年測量一万分の一図によれば、**B—C**間には府道が表示され、また**D**点のやや南方の南蛇草付近で**D—F**線と合致する里道が部分的に見出される。しかしそれ以南から**F**点に至るまで、旧加美村正覚寺付近では明らかに**D—F**線と条里地割線とが異なっている。地割の南北線は**D—F**線に比べて真北よりやや西偏しているのである。これが渋川郡条里の方位線である。これに対して**F—T**間は地割との関係を知ることができたので第2図に示したが、**F—G**線は西側の方格地割に対して坪区画の中央を南北に通じ、さらに**G—T**線も同様に坪区画の真中となる。しかし**F—G**線は東側の地割と整合関係を保っている。つまり**F—G**線をへだてて東と西の地割が南北線に半町幅の食い違いをみせるのである。東西方向の地割線は連続していて、また半町の南北線の食い違いも**H**点東方で解消されている。このように前記した**K—H—U**の場合と同様に、直線国境と条里地割との対応関係は問題を有しているので、改めて対象地域の条里と国境との関係を考察してみることにする。

河内の丹比郡・渋川郡・若江郡、摂津の住吉郡、和泉の大鳥郡北部にはほぼ正方位系統の地割が分布している。天坊幸彦・由井喜太郎・大越勝秋の諸氏による研究が公刊され⁶⁾、市史類もこれに言及している。まず河内丹比郡と摂津住吉郡東南部の地割は連続している。住吉郡の東南**L**点に近い部分では、大越勝秋氏の言及したように坪並は西北隅の起点一坪から南へ進んで東北隅三六坪で終わる連続式で、里区画は**L—M**線より六町間隔で整合するが、**K—L**線ぞいは三町幅となる。由井喜太郎氏は開口神社文書「朴津郷耆条耆里」からみて**L—V**線を一条基準にとつて北

へ数え進んだと推定する。

丹比郡はM—X線を堺にして、北側（丹北郡）では西南隅を一坪として東へ進み西北隅の三六坪で終わる連続式の坪並をとり、条はK—L線を一条起点として東へ進み、里はL—X線から北へ六町ごとに固有名詞を付けている。M—X線以南の丹南・八下郡はこれと違って、東南隅を一坪として北へ数え進んで西南隅の三六坪で終わる連続式の坪並で、固有名詞里呼称であったことが知られている。ただM—X線ぞいは南北幅が五町であり、里区画は南北線がM—X線以北と二町差をみせる。

和泉大鳥郡北部ではM—V線を基準にして里区画を定め、坪並は西北隅を起点にして南進し東北隅で終わり、前述の住吉郡と共通すると『堺市史』が記しているが、地割の南北線は真北よりやや東偏する。

K—H線以北の住吉郡は里区画が大和川以南から続くが、坪並が東南隅を一坪起点として北へ進んで西南隅三六坪で終わると大越勝秋氏によって指摘されている。しかし確認は困難であった。

河内渋川郡・若江郡については、坪並は東南隅一坪から北へ進んで西南隅三六坪で終わる連続式が共通しており、南から北へ条を数詞で数え進んで里は固有名詞呼称となり、志紀郡の坪並は東南隅を一坪として西へ数え進んで東北隅で終わる連続式をとると大越勝秋氏が述べている。しかし里区画線はこの三郡で異なっているのみならず、地割線も相互に食い違っている。

このような条里の概要が知られているが、丹比郡における条里地割の分布形態に関する足利健亮氏の新しい指摘⁷⁾が注目される。同氏は地割分布をミクロに分析・計測した結果、遺構として認められる方格地割はM—X（大津道）以北、それより南のY—Z（丹比道）までの間、さらにY—Z以南の三つの地区において地割南北線が僅かに

相違して別系統の地割とみなしうることを、したがって地割の施行期と単位が相違していること、またM—XとY—Zとの間隔が一、九〇メートルで、この間に条里区画の一七坪が配列しているので一坪一町の南北幅が一〇九メートルより寸のびとなつてゐるが、一、九〇メートルは令制大尺の一町 \parallel 一〇六メートルの丁度一八倍の数値であるから、大津道と丹比道の東西直線道路は一町一〇六メートルという古地割にもとづいて一八町間隔で測設された道路と考え、現条里地割以前の古道として推古期かおそくとも天智・天武期までに設置されていたのではないかと推測している。

この新しい見解を受けて同様の計測を試みてみると、K—LとK—Tの間が全く同じ距離三、六〇〇メートルであることが判明した（二万分の一大阪府航空写真地図にて測定）。いずれもその間に三二坪半の現条里地割が配列している。そこで三、六〇〇メートルを三二・五で除すると一町平均一〇・七メートルとなり、一〇九メートル一町より寸のびであるが、一町一〇六メートルで除すると約三四町（四メートル不足）という結果となる。ちなみにK—R'の間は一〇六メートル一町で三五町、K—Rの間は同五〇町である。このような事実から大津道・丹比道の場合、また前期難波京が一〇六メートル一町の二・五町を、後期難波京が同五町を基本ユニットにしたプランが想定されているのと同様に、B—T—K—L—M—Vの直線国境が一町一〇六メートルの古地割で計測されて画定されたものではないかと考えてみた。さらに進んで、一町一〇六メートルの古地割は単なる計画プランの基本単位であるにとどまらず、方格地割の施行を伴つたもので、前記したH—U線やF—T線に整合した地割系統はこの古地割の部分的遺構とみなすことができるのではないかと推測している。なおH—U線東半は渋川・志紀の郡界とみられる。

このような推測を立てる場合に、L—K、K—Tが三四町で測設された理由とT—B国境の後世における変化をど

う説明しうるのかという二つの問題点が残っている。前者についてはS—K—T—U間における東西走の直線古道の存在をあげてみたい。K点の東西には八尾街道が地形図にみえ、この道は西方へ上町台地を直線に進み、寺岡（現西長居町）集落付近で斜行したあとまた真西に向かつて住吉大社に達している。住吉社の東には千田稔氏により住吉郡家が比定され、また住吉社のすぐ南の細江川河口が住吉津と推定されている⁽⁸⁾。寺岡集落南から斜行せず真西に向かうとこの住吉津に到着し、その間地形図上に小径が表現されている。雄略一四年紀には呉国の使者が住吉津に到来した際に関連記事として「為^二呉客道、通^二磯齒津路、名^二呉坂^一」とある。この磯齒津路を住吉津から東へ向かう古道、すなわちS—K—U道路にあて、呉坂は上町台地を横切る地点か、万葉集卷二〇、四四五七歌の題詞にみえる伎人郷が喜連町に比定されている関係から『大日本地名辞書』が位置を推測した喜連町付近とすれば、瓜破の低位段丘を横切る地点かいずれかと解される。古代の要津たる住吉津と大和を結ぶ最短コースとして、Sから長瀬川河岸のU点ないし生駒西麓までの直線路が国境と相関連して測設されてL—K間隔三四町、それと同距離をとってK—T間隔が決定されたものではないかと考えている。次のB—T国境からB—C—D—E—F—H国境への変化については、充分説明しうる解答を用意できていない。D—F以西の地の摂津から河内への所属変更は、後期難波京の首都に準ずる政治都市としての機能の喪失後、摂津国百濟郡の地が河内国渋川郡に併合されるという変化があったのではないかという臆測を立てているものの、後日改めて再論してみたい。

以上摂河原の国境について述べてきたが、一町—一〇六メートルの古地割を基本単位として、難波京の都市プランと難波を大和と結ぶ直線道路の測設と相関連して、摂津・河内の国境が直線的に計画・測設されたものとみられ、それは時期的に天智天武期ないし孝徳期頃まで遡りうるのではないかとの推定が可能となった。これに遅れて和泉・河

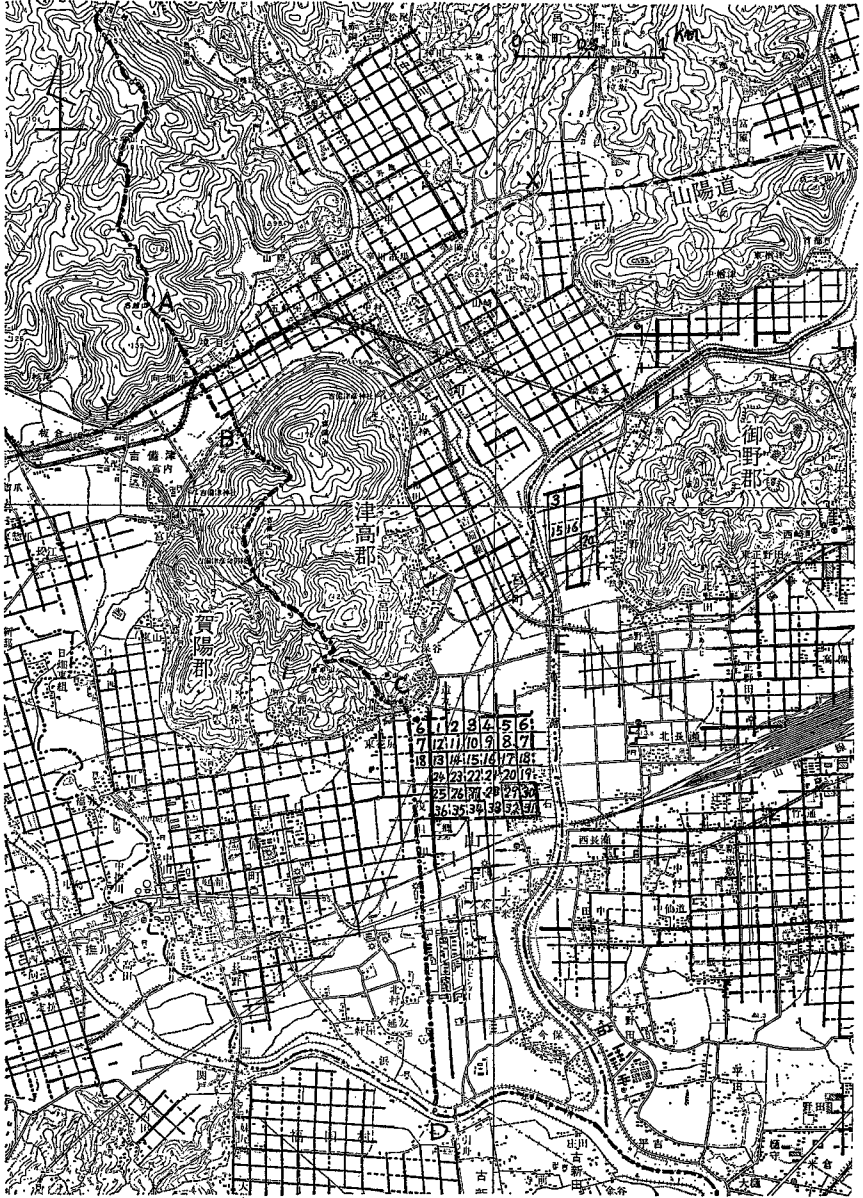
内の国境が八世頃中葉に道路の建設と関連して直線状に画定されたと考えられるのである。

三、備前・備中・備後の国境

備前・備中の国境を第3図、備中・備後の国境を第4図に示した。前者は岡山平野西部、後者は岡山県の高梁川水系の小田川河谷と広島県の芦田川下流の神辺平野との間の通谷に位置する。これらの国境については既に『岡山市史・古代編』（昭和三七年）の中で、石田寛氏が条里と密接な関係にあることを指摘しているので、いわば追跡調査の形をとって取上げてみることにする。

備前・備中国境は明治二八年測図二万分一地形図によれば、第3図のように東北麓に吉備津彦神社と西北麓に吉備津神社が鎮座する吉備中山を通じて、北北西から南南東へのびている。このうち吉備中山の北側にA—B、南側にC—Dの直線国境が認められるのである。備前側は津高郡と御野郡、備中側は賀陽郡と都宇郡となる。この付近の条里については永山卯三郎氏⁽⁹⁾、『岡山市史』後神三千子氏⁽¹⁰⁾などの研究が公刊されている。

『岡山市史』は津高郡の笹瀬川に合流する中川・砂川流域（一宮町）の条里を「駅家郷条里」とよび、地割南北線が三度西偏して坪並が西北隅を起点として東進して西南隅で終わる連続式であると述べ、東西線の基準が吉備津彦神社参道に、南北線の基準がA—B直線国境に求められると言う。これを受けて国境付近における古代山陽道を調べてW—X—Yのルートを想定した足利健亮氏⁽¹¹⁾は、「直線道路が備前・備中の国界で屈折せず、且つ少なくとも備前の部分では里の界線をなし」、「里の界線に一致することはこの線が条里施行と同時期またはそれ以前に山陽道であった、この道を基線に条里施行が進められたことをうかがわせる」、「また備前・備中両国界が道路および地割方位の急



第3図 備前・備中の国境

変点になっていないということは、分国（吉備国の）が古道設置・条里施行に遅れるものであることを明示している」と解釈している。足利氏の山陽道と条里施行との関係は理解しうるが、山陽道の屈折点Yは名越山の平野にのぞむ南端山脚で、したがって山陽道はX点から国境を西へこえてY点まで直進するが、備前側の条里地割は国境以西の備中側には認められず国境で終わっていることからすれば、直線国境の設置は備前側の条里施行と同時期と考えて支障はないものと思う。

C—D国境に目を転ずると、ここは足守川と笹瀬川の合流点に近い低湿地である。境目川とよぶ水路とほぼ一致するこの直線国境について、『岡山市史』は「この国境の北にも南にも神社があり、古代人の国境に対する考え方を知る一端ともなろう」としながらも、「条里とは無関係である」と結論を下している。国境周辺を無条里地帯とみているわけである。しかし、永山卯三郎氏が西の吉備町側において、「都窪郡吉備町条里遺趾図」を提示しているのである。そこで航空写真と二、五〇〇分の一「岡山市域図」によって地割を検出してみると、永山氏のいう備中側のみならず、東の備前側にも認められる。ただし、図示したように地割分布は複雑な形態を示し、明らかに菱形変形を呈する地割も検出された。

備中側では日畑東組から庭瀬と下撫川の間を通過して足守川に合する旧河道（賀陽・都宇郡界）以東と以西では明らかに地割方位線が異なる。都宇郡条里は途中で別系統の地割を挟みながらほぼ倉敷旧市街の北方まで連続する。吉備中山南方の条里地割（旧庭瀬村、賀陽条里と呼ぶ）は西から東へ南北方位線が西偏度をやや強めつつ国境の西約三〜四町まで連続する。

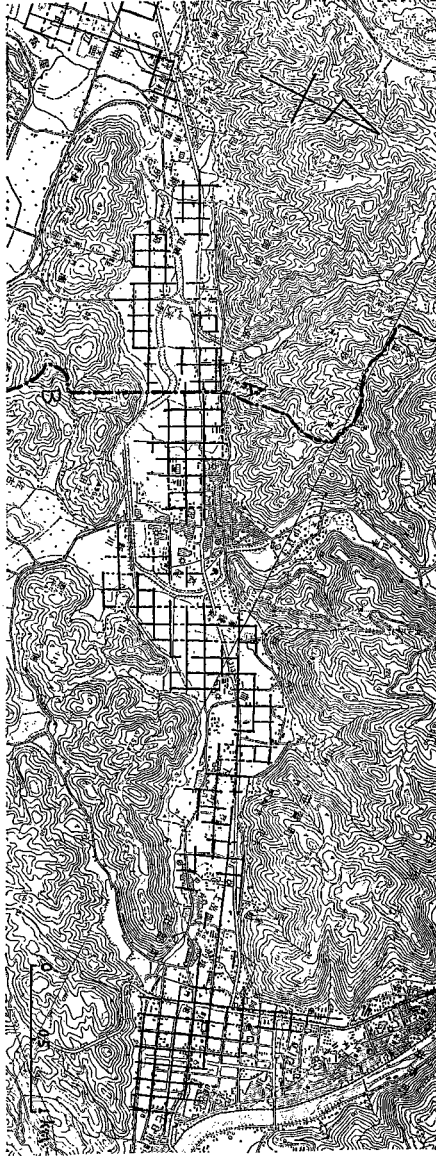
備前では国境線に整合する地割が笹瀬川まで分布する（白石条里と呼ぶ）が、上久米以南では方格地割は明瞭では

なくなり、北はC—Eの行政界で前記した山陽道を基準にした条里地割（津高郡主条里と呼ぶ）と不整合に接する。また地割の一部は国境を僅かにこえて賀陽条里と不整合に接している。この大字白石には一ノ坪から三六坪まで一里分の坪名が小字で全部そろっており、この里に接する国境ぞいにも六ノ坪・七ノ坪・一八の字名が遺存する。坪並は津高郡主条里と同じである。笹瀬川左岸の野山には菱形の地割が分布し、これは南の野殿地区の笹瀬川曲流部（埋立られ区画整理されて消滅）内の菱形地割と連続する（大安寺条里とよぶ）。ここは条里地割とするのにためらうほどの菱形形態を示すが、三之坪・一五町・一六町・廿町の小字位置が御野郡主条里や津高郡主条里の坪並と同じなので、条里地割と判断した。東の岡山市中心市街地の北および西の条里地割は正方位を示す地割系統であるが、市街地南方では方位線が相違してくると同様に、第3図にみられるように矢坂山南方で地割の食い違いがみられ、国鉄山陽本線以南でも地割方位線が異なっている。

こうした複雑な条里地割の分布はそれぞれの施行時期の差を暗示するが、すべてを説明するのは困難である。しかしただ一つ、『岡山市史』が引用し位置を比定した長江原と比美葦原が参考となる。天平二〇年（七四八）の大安寺伽藍縁起并流記資財帳（『寧楽遺文』中巻所載）に備前国壱田一五〇町（開二三町、未開一二七町）が上道郡五〇町と並んで、御野郡五〇町 長江葦原 東丹比真人壱田 西津高江 南海 北石木山之限、津高郡五〇町 比美葦原 東堺江 西備中堺 南海 北山并百姓壱田堤之限」にも存在すると記するので、津高堺江の「笹ヶ瀬川が入江状に入込み、左岸に長江原、右岸に比美葦原があったことが分り」と『岡山市史』が述べている。私はこの比定を一步進めて、天平二〇年段階で部分的であった両葦原の壱田開発が、その後も進められて条里地割が施行された結果が、大安寺条里と白石条里系統ではないかと考えてみたい。比美葦原の北をなす百姓壱田堤はC—Eの行政界に相当するもの

であろう。

このように考えると、天平二〇年にすでに固定していた国境が比美草原の墾田開発による条里地割施行―八世紀後半―に関連して直線国境として整備されたものと推定される。ただし『岡山市史・政治編』は、ここには近世に三回の国境紛争があったと述べている。備中側から備前側へ流れこむ悪水の排水問題をめぐる紛争で、その経緯からみて国道2号線以南の方格地割が明瞭でない部分の国境は、こうした数次の紛争によって固定したものと考えねばならぬであろう。



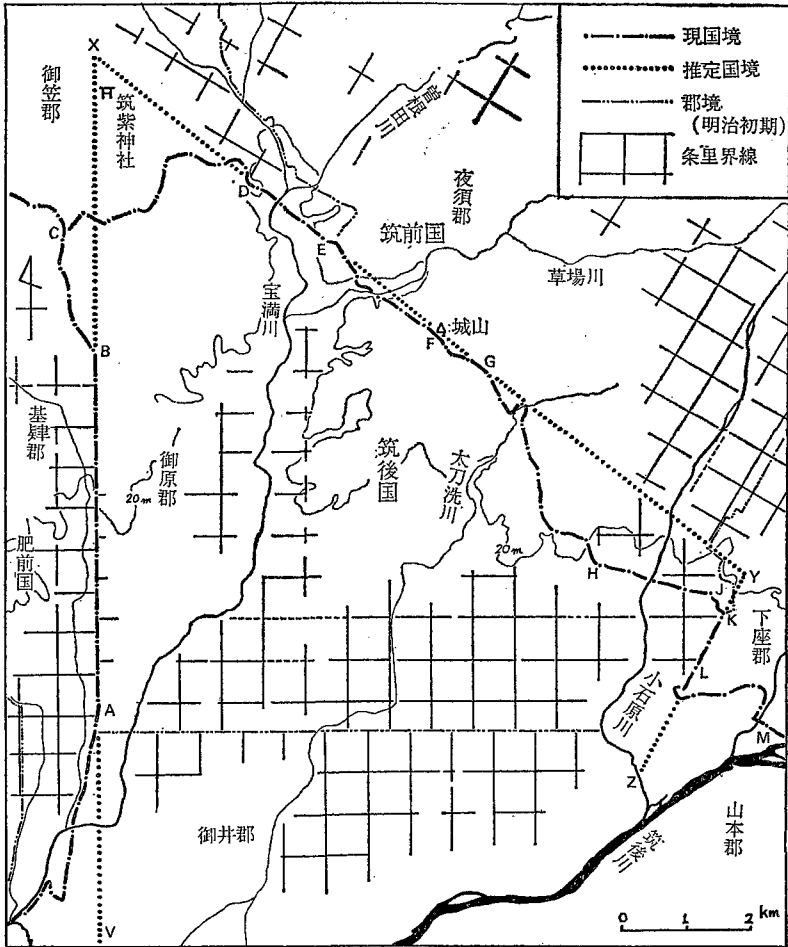
第4図 備中・備後の国境

次に備中・備後の国境（岡山・広島県境）を第4図についてみる。井原市の井原町から高屋町をへて神辺平野の西南西の方向へ、谷中分水界を伴なう断層性の狭い谷筋が通じている。この通谷を横切つて短かい直線国境A—Bが認められる。神辺平野における南北方位線が東偏する条里地割の分布は納所までで、井原町からこの納所までは、これとは別系統の条里地割が認められる。狭長な分布をみせるこの条里地割は一見すると連続しているかにみえるが、東部の井原町付近の地割に比べ、上出部町から下出部町を堺にして以西の地割は南北地割線の西偏度が大きくなり、また国境の西と東では明らかに地割が食い違っている。つまり国境の東と西の地割が南北地割線で約半町、東西線で約1/4町の食い違いをみせる。国境線は備中側の地割と整合する。この付近の条里の坪並と呼称法は残念ながら不明であるが、備中側の条里地割施行と同時期かそれに先行して直線国境の画定があつたものと考えられる。備後側の地割は備中側にやや遅れて施行されたものであらう。

四、筑前・筑後・肥前の国境

明治三三年測図正式二万分一地形図によると、筑前・筑後・肥前の三国の国境は第5図の通りである。筑紫平野東北部のいわゆる北野平野にある。国境に接するのは筑前の御笠・夜須・下座郡、筑後の御原・御井郡、肥前の基肆郡で、直線国境はA—B線がきわめて明瞭で、小径ないし水路が走り、D—E線もほぼ直線に近い。

A—B国境を条里と関連づけて論じた米倉二郎氏⁽¹⁾は、この直線国境は真北をさし、肥前側ではこれを一条の基線にして西へ条を数え進み、坪並は東北隅を一坪起点として西へ進んで東南隅三六坪で終わる連続式であり、筑後側では御原郡条里の坪並が同様に国境を基準にとり、西南隅が一坪起点となって東へ進み西北隅三六坪で終わるので、両



第5図 筑前・筑後・肥後の国境

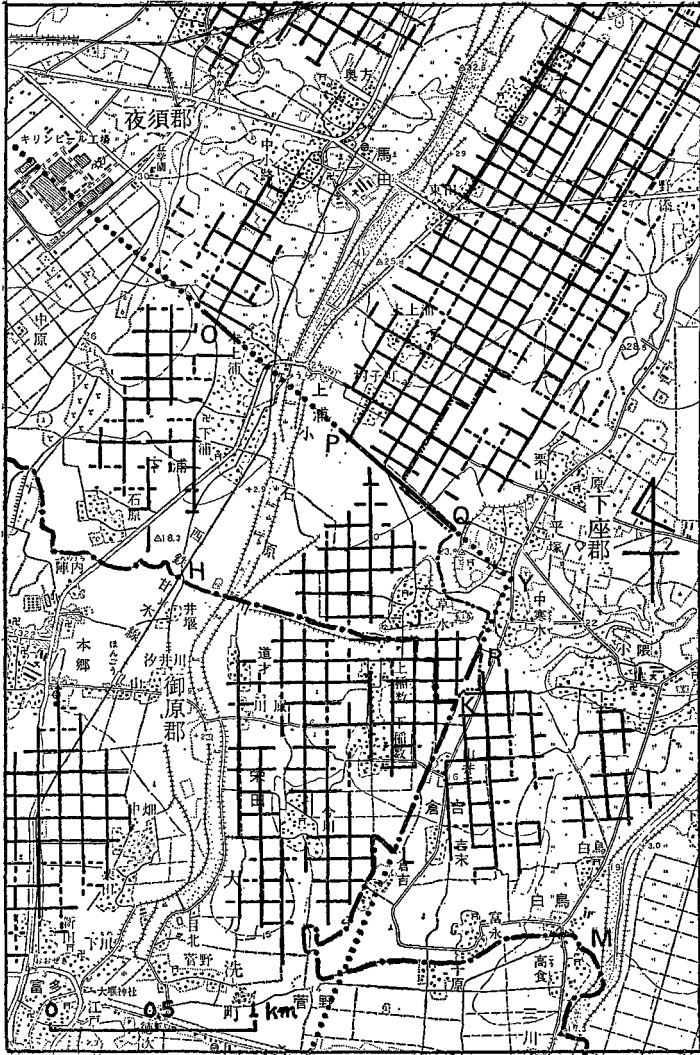
国の条里は同時に施行されて、国境が条里の界線を利用したと推定し、さらにこのA—B線を南下させると筑後国府に到達すると述べている。ただ航空写真で条里地割の分布を調べてみると、筑後側では北から段丘面が南へ張り出してくるので、国境線ぞいには地割がきめて僅かしか遺構をとどめず、地割分布もっぱら宝満川以東に広がっている。肥前側と筑後御原郡において

米倉氏は里の東西区画線が二町差をもつとっているが、御原郡と御井郡との間でも里区画線が食い違ふと日野尚志氏が図示している(13)。しかし、一町方格の地割はこの二郡において正方位を示して連続しているのが知られる。とにかく、このA—B直線国境の画定は、肥前・筑後の二国四郡にまたがる正方位条里地割の施行と同時期、同一計画にもとづくものとみられる。

これに対して筑前・筑後の国境は部分的にD—E間にて直線となるが、それ以外は出入りがある。B点以北は筑前・肥前の国境となつた背振山地が突出してくるので、この一〇〇メートル以下の低山地を複雑に屈折してD点に至り、宝満川ぞいの氾濫原を横切つて東南方向に進み、城山(花立山、一三〇・六メートル)をこえる。ここから低位段丘面をH点まで進み、あとはK—L—Mと小石原川・筑後川ぞいの低地を通過している。

筑前国では大宰府につづいて御笠郡南部に正方位条里地割の分布が指摘されている(14)。しかし、夜須郡では、筑紫野市二日市から東南東へのびる三郡断層崖を刻んで流下する小石原川・宝満川がつくる扇状地の地形面に規制されて、条里地割は南北線が真北からかなり東偏する。小石原川ぞいの甘木市ではその遺構が整然と広い範囲に展開するが、宝満川流域では断層崖下に段丘面がはり出してくるので、分布は小範囲にとどまっている。

ところで甘木市とその南の太刀洗町付近において条里地割(坪並、条里呼称は未調査)の分布を調べていると、次のような事実注意到惹きつけられた。その事実関係は第6図に提示した通りである。図の北部の条里地割は甘木市中心市街地の北方からのびてくるもので、一方、図の西南部の地割は筑後御原郡の正方位系統の延長部分である。この二つの地割系統がO—Q間で不整合に接する。しかもO点およびP—Q間に明確な直線畦畔が存在して二つの地割を分ち、両者の畦畔が小石原川をおいて完全に直線で連なるのが観察される。また正方位条里系統はR—L間をへだ



第6図 筑前・筑後国境と条里地割の分布（記号と線表示は第5図と同じ）

てて東側の
真北からや
や西偏した
地割系統と
不整合關係
を示し、こ
こにも、**R**
点と**K—L**
間に直線畦
畔が介在し
て二つの地
割を分つの
である。明
治三三年地
形図は筑前
・筑後国境
を**H—J—**

K—L—Mと示している（現在甘木市と太刀洗町の行政界）。正方位条里地割はH—Jの現国境と関係なく北へのびるのに対して、K—L間では東と西の地割を分つ畦畔と現国境が合致し、またP—Q畦畔の一部が郡境と一致している。この点に着目して、O—Y—L線を原初国境ではないかと考えた。O—Y線を北西にのぼしてみると、第5図の如く城山頂F点とG点で現国境と一致し、さらにE—D直線国境とも合致するのに気付いた。この線をさらに延長させると、筑紫神社北側X点で、A—B国境の北延長線と交会する。

筑紫をなゆる集落をすぐ近くに控える延喜式名神大社筑紫神社について『筑後国風土記逸文』は次のように述べている。

筑後の国は、本、筑前の国と合せて一つの国たりき。昔此の両の国の間に峻しく狭き坂ありて（中略）。昔此の界の山に鹿猛神あり、往来の人、半ば生き、半ば死にき（中略）。時に筑紫君・肥君等占へて、筑紫君等が祖壘依姫を祝と為し祭らしめき（中略）。是を以ちて筑紫の神と曰ふ。

峻しく狭き坂がどこに当たるとか不明であるが、筑紫神社の位置が筑前・筑後国境に近接していたのは確かであり、神社位置を基点としてV—X—Y—Zという原初直線国境を想定しうるのではないかと考えている。もちろん、X点付近は一〇〇メートル以下とはいえ山地であり、地形を無視して直線国境を画定するという点での疑問、さらに直線国境屈折点Y位置がどのような有意な地点であるのか、X—Y・Y—Zの方位線の意味する所は何かといった疑点が残るのは確かである。しかし、こうした方位線や屈折点がかえって古代の国境決定の官僚的機械的あり方を示唆するように思われる。

なお、D—E線とO—Y—L推定国境は周辺の条里地割に先行する測設であるのは確かで、筑前・筑後と肥前・肥

後の両国境を同一時期とすれば、正方位条里でも肥前側に比べて筑後御原郡側、および筑前夜須郡の斜行地割は施行が遅れたものであろう。また、B—Xの北の延長線を境として、以西と以東の条里地割の方位線が異なる（不整合に接するのではないが）ので、御笠郡と夜須郡境がこの付近に当初設定されたのではないかと考えていることを追加しておく。

五、結 語

以上、地形図に表現された直線国境のいくつかの事例を、不十分ながら調査を進めて個別に吟味してきた。その結果は、多分に予察や推測をまじえながらも、律令国家の地方行政組織たる国郡里制段階に遡らしうることを確認できた。すなわち、平坦な沖積平野や起伏差の小さい段丘面を分割して国境を決定するに当って、地割制の施行とほぼ同一時期に相関連して直線国境が測設・画定されたものと考えられる。その地割制は、備前・備中、備中・備後、筑後・肥前の国境では現存条里地割遺構であるが、摂津・河内の国境は現存条里地割以前の令大尺による一町一〇六メートルの古地割にもとづくものである。古地割と現存条里地割の施行時期は、奈良盆地にあっては前者が藤原京造営以前、後者が平城京造営から長岡京遷都までの期間とみなしうるので——藤原京城には廃都後に条里地割が施行されているのに、平城京城には条里地割遺構は認められないのを主たる理由として——、大阪平野側をほぼ同時期とすれば、難波京や古道の測設とも結びついて、摂津・河内の直線国境を天智・天武期ないし孝徳期に措定するのが可能とならう。しかし、その他の直線国境と現存条里地割が整合する場合は、それだけで直線国境画定、地割施行の時期を決め難いが、七世紀後半に行われた吉備・筑紫・火の分割・分国¹⁵と同時期に推定するのが可能ではないかと考

えている。とはいえ、条里地割と合致する場合でも、備前・備中国境の吉備中山以南の部分は八世紀後半まで下らせなければならぬし、地割遺構のない台地面を直進する河内・和泉国境は、八世紀中葉の和泉国分国時のものである。また、筑前・筑後の国境は周辺の条里地割施行に先行する画定と結論した。

国郡制確立期から八世紀後半に至る直線国境の存在は、旧稿で述べた直線郡境のあり方⁽⁶⁾と共通するものであり、主として「山河を隔いて国県を分つ」という觀念にもとづいて、国郡の領域・境界画定が行われたとはいえ、それと併行して、地割制施行と相関連して直線境界と幾何学的な形態の領域を有する地方行政区画を計画的に編成し、土地利用の進んだ耕地の徹底した画一的・官僚的掌握を進めたのではないかと考えられる。律令国家の空間的・地域的な構造は、政治的・計画的原理がすぐれて優先するものと理解されよう。

しかしこうした問題は、直接国境が都城・古道と結びつく事例を指摘したように、都市・交通路・古社寺や下位行政組織たる郡里制などを含めた。広い意味での地誌的な研究を進めるなかで深化させる必要がある。

〔付記〕 この研究を進めるに当って、大阪市土木局土木部主幹声見忠志、同土木局管理部管理課明示係長戸田富雄、同総合計画局都市計画部都市計画課長塩谷肇、同東住吉区役所税務課長乾正男、同住吉区役所税務課長矢田谷健之、大阪府企画部企画室総合計画課参事竹内壮彦、岡山市建設局参事上野義巳、同総務局財務部資産税課課長補佐白崎治、久留米市教委半田豊・古賀寿、鳥栖市税務課長古沢義之、基山町総務課長天本種美、筑紫野市市長公室長小山田忠、小郡市都市計画課長田籠好夫、同税務課長重松大典などの諸氏に現地調査の折にお世話になった。記してお礼申し上げる。

注

- (1) 成務紀五年秋九月条。
- (2) 岸俊男「難波―大和古道略考」『小葉田教授退官記念国史論集』、昭和四五年。同氏「古道の歴史」『古代の日本』5 近畿、昭和四五年。
- (3) 岸俊男氏の前掲論文(2)。足利健亮「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に関する若干の覚書」『社会科学論集』創刊号、昭和四五年。
- (4) 沢村仁「難波京と難波宮」『大阪建設業会誌』二二卷八号、昭和四四年。藤岡謙二郎「古代の難波京城を中心とした若干の歴史地理学的考察」『織田武雄先生退官記念人文地理学論叢』、昭和四六年。木原克司「難波京城の歴史地理学的研究」昭和四八年度大阪府立大学文学研究科修士論文。
- (5) 足利健亮「摂河泉の古代地理」、人文地理学会歴史地理部会、昭和四七年九月発表。
- (6) 天坊幸彦『上代浪華の歴史地理的研究』、昭和二年。由井喜太郎「摂州住吉郡と百濟郡」『上方』六二号、昭和一年。同氏「河内国条里の研究」『ヒストリア』一三三号、昭和三〇年。大越勝秋「大阪府域の条里制」『歴史地理学紀要』四号、昭和三七年。同氏「河内国における条里制補遺一―五」『社会科学研究』九一―三三号、昭和四二―四六年。
- (7) 足利健亮「摂河泉の古代地理」前掲。
- (8) 千田稔「古代港津の歴史地理学的考察―瀬戸内における港津址比定を中心として―」『史林』五三卷一号、昭和四五年。
- (9) 永山卯三郎「岡山県に於ける条里の遺蹟調査報告―岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告第七』、昭和三年。同氏「岡山県農地史」、『昭和二七年。
- (10) 後神三千子「岡山平野における古代景観の復原」『立命館文学』二四六号、昭和四〇年。
- (11) 足利健亮「吉備地方における古代山陽道・覚え書き」『歴史地理学紀要』一六号、昭和四九年。
- (12) 米倉二郎「九州の条里」『九州アカデミー』創刊号、昭和三年。
- (13) 日野尚志「古代における大宰府周辺の官道について」『歴史地理学紀要』一六号、昭和四九年。
- (14) 日野尚志氏の前掲(13)、鏡山猛「大宰府都城の研究』、昭和四三年。
- (15) 吉田晶「日本古代国家成立史論」、昭和四八年。
- (16) 拙稿「郡の成立過程」『人文地理』一〇卷一号、昭和三年。